

お知らせ

暴力団員による不当な行為の防止に関する法律 第32条第1項各号に掲げる者に該当しない旨の 誓約書の提出について

宮城県出納局契約課
平成26年11月1日

国は、平成26年10月29日に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の一部を改正し、地方公共団体の行う一般競争入札に参加させることができない者として、「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者」を追加し、平成26年11月1日から施行いたしました。

このため、宮城県では、「建設工事」、「建設関連業務」及び「物品調達等」の各競争入札の参加資格等に関する規程で定める登録申請者の資格として、「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第32条第1項各号に掲げる者」に該当しないことを明記するとともに、平成26年11月1日から、登録申請時の提出書類として、これに該当しない旨の「誓約書」を提出していただくことといたしましたので、御承知願います。

※暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第32条第1項各号に掲げる者に該当しない旨の「誓約書」の様式は、契約課ホームページの入札参加登録のページからダウンロードできます。

建設工事	http://www.pref.miyagi.jp/site/shikakutouroku/kmk.html
建設関連業務	http://www.pref.miyagi.jp/site/shikakutouroku/kmg.html
物品調達等	http://www.pref.miyagi.jp/site/shikakutouroku/kb.html

参考

地方自治法施行令

（一般競争入札の参加者の資格）

第一百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

暴力団員による不当な行為の防止に関する法律

第三十二条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- 一 指定暴力団員
- 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）
- 三 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
- 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響を有する者（前号に該当する者を除く。）